

氏名(国籍)	李 俊 錫 (韓 国)
学位の種類	博士(政治学)
学位記番号	博甲第4472号
学位授与年月日	平成19年7月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	北朝鮮の教育政策 －社会主義教育の破綻と独裁体制の確立－
主査	筑波大学教授 博士(法学) 古田博司
副査	筑波大学教授 法学博士 松岡完
副査	筑波大学教授 遅野井茂雄

### 論文の内容の要旨

李俊錫氏の博士学位請求論文は、教育政策を一つのカテゴリーとして北朝鮮体制の性格を明らかにすることを目的としたものであり、思想的側面に着目し、国民教化の過程としての教育について分析したものである。1980年代後半以降の相次ぐ東欧社会主義国家の崩壊、ならびに1991年のソ連邦の解体は、北朝鮮の崩壊を予期せしめたが、10余年の歳月を経た現在も北朝鮮体制の変化の兆しは予見できない。そこに北朝鮮体制維持の原動力として、如何なる要素が作用しているのかを著者は追究している。

本論文は6章で構成されており、まず、第1章は序章として、研究の目的、問題の設定について述べ、研究方法を提示し、先行研究を通観して批判的検討を行っている。

続く第2章では、マルクスとレーニンの教育思想を分析し、ソ連をはじめとする社会主義諸国で一貫して主張されてきたマルクス・レーニン主義教育の実体を明らかにしている。実際にはマルクスとレーニンは教育についての体系化された理論を提示しなかったものであり、そこでボルシェビキ革命以降のソ連では彼らの著作の中から教育に関する部分をつなぎ合わせ、断章取義することにより教育観を拡大解釈することとなった。このような恣意的な作業は、主にクループスカヤとシャツキー、マカレンコといった教育学者らによって行われ、「マルクス・レーニン主義教育思想」が成立することとなった。

つづいて、資本主義の発達した国家で生じるはずであった社会主義革命が、後進的な農業国であったロシアで発生し、レーニンが社会主義国家の建設及び運営という現実的な課題を抱えていたことが、ソ連における教育を社会主義的特徴から排除する結果を招いたと著者は指摘する。1917年の10月革命以降、レーニンは従来のブルジョア階級が掌握していた教育の特権を全面的に廃止すると同時に、プロレタリア階級に対する教育機会の拡大や無料教育を実施するなど、社会主義的教育政策を推進した。しかし、現実的には教育を担当する労働者階級出身の教員不足と高い文盲率により、まず基礎教育制度の充実を余儀なくされた。特に1921年の新経済政策(NEP)は、労働者に対する総合技術教育(生産労働と教育との結合)により、科学技術者の急速な養成を目的とした高等技術教育と職業訓練を重視されたのみならず、さらに決定的な原因となったのが1925年から実施されはじめた第一次五カ年経済計画であった。その結果、マルクス・レーニン主義教育思想における教育目標である階級闘争に有用な人材の育成が、経済発展に有用な人間の養成という

概念に摩り替えられてしまったのだと分析している。

第3章では、北朝鮮の建国初期から金日成独裁体制に入る1960年代までの教育政策を、マルクス・レーニン主義教育思想との関連性に着目しつつ分析している。そして、著者はこの時期を、北朝鮮の教育政策の第一期として画定し、特に北朝鮮においてマルクス・レーニン主義教育思想が表面化しはじめた1959年を分岐点として区分している。

まず、前半（1945年～1959年）までは文盲の撲滅や教育体系の整備に集中していたため、教育政策における社会主義的な特徴はそれほど顕著ではなかったが、後半（1959年～1967年）においてはマルクス・レーニン主義教育思想が表面化し、同教育思想に対する政府の実践意志が明確に見られるようになった。しかし、結果的には、社会主義教育に対する政策執行者の認識不足と、技術教育を軽視する儒教的伝統により、忠実に実践されたとは言いがたいものとなった。しかし、この時期の教育政策が社会主義的要素を内包していたことは否定できない。

第4章では、1977年、金日成によって発表された「社会主義教育に関するテーゼ」の全文を分析することにより、当時の教育思想を検討した上、金日成独裁化にともなう教育政策の変容過程を解明している。著者が、北朝鮮の教育政策の第二期として画定した1967年～1980年は、社会主義教育思想からの逸脱が始まった時期であり、それは特に思想教育の内容においては際立っていた。つまり、第一期における思想教育がマルクス・レーニン主義や階級闘争にその主な内容を置いていたのに比し、この時期の思想教育の内容は金日成に対する忠実性の教化を目的とするものとなった。

特に、この時期における思想教育は、学校に限られたものではなく、全社会的な学習の雰囲気が創り出され、「全社会の革命化、労働階級化」、「全党、全民、全軍は学習せよ」、「全社会のインテリ化」といった多様なスローガンが用いられたが、この中でも建国初期から動揺階層として疑われていた知識人に対する思想教育がより一層強化された。そして、このような当時の思想教育への傾斜が北朝鮮の技術力の低下をもたらした結果、経済全般にマイナス効果を及ぼしたとしている。しかし、著者は、全般的11年制義務教育制が教育の基本原則として掲げられていたことは、少なくとも教育における人民重視と平等性がある程度維持されていたことを意味するものであると分析している。

第5章では、1980年、金正日の公式の登壇で変化された教育政策について分析している。北朝鮮における教育政策の第三期として画定された1980年から現在に至るこの時期には、主に教育が経済政策と連動しつつ推し進められたものであり、その代表的な政策が科学技術重視政策と情報化戦略である。そして、その担い手の育成策として導入されたのが秀才教育制度であった。

しかし、北朝鮮では、秀才教育が実施される直前まで同教育制度について繰り返し批判がなされていたため、少なくとも1990年代に入るまでその存在が表面化しなかった。しかし、今日においては、秀才教育が最も模範的な教育政策として称揚され、その結果義務教育制が崩壊しはじめた。換言すれば、教育は才能ある一部の学生に対する秀才教育と、大多数の学生に対する思想教育に二分化され、教育における平等は事実上崩れたのである。つまり、この時期に至っては教育における社会主義的特徴が消滅したことを意味し、かくして教育は完全に独裁者に奉仕するものとなったと結論付けている。結局、北朝鮮における社会主義教育は破綻したのであり、その破綻の根源は社会主義教育に対する根本的な認識の誤りに起因したものであり、ソ連式の教育制度をそのまま踏襲した点にあるが、最も決定的な原因は金日成独裁化による教育の私物化にあったと指摘している。

第6章では、結論として本論文の要約及び今後の研究の方向性が示されている。

## 審査の結果の要旨

これまでの北朝鮮の教育政策に関する研究は、当初より分析モデルを幾つか設定し、演繹的に論を展開するというものがすべてであったため、緻密な資料分析は軽視され、たぶんに恣意的なものがほとんどであった。本論文はそれらの先行研究とは方法を異にし、北朝鮮の膨大な一次資料を帰納的に解析することにより、事例を歴史主義的に時系列に沿って並置し、その変化と内実を実証的に解明したものであるため、その論は独創性に富み、かつ大いに説得力を有している。

本論文の学界における貢献は、教育制度の根幹にかかわる法令ならびに法律による変化を年代的に確定したこと、その北朝鮮社会における実践と定着の過程について述べたことが第一点である。第二点は、人民重視、平等性の社会主義教育が独裁政治への傾斜によって崩壊していく過程を克明に描写したことであり、それを本論文では秀才教育政策への移行として照射している。コンピューター秀才基地の形成や第一高等学校の設立など、従来研究史において不明であった諸点について、本論文は着実な資料渉獵を経て、資料の穴を塞ぐための多くの困難を克服しつつ、その全貌を明らかにしている。

第三点は、歴史的な社会主義体制における教育政策というものが、個人の自立よりは集団化を志向するものとしてあり、結果、集団化イコール近代化という理想がことごとく挫折して、教育が民主主義とは相反する独裁制の奉仕物へと墮して行く過程を北朝鮮という事例において解明しようとした点である。

本論文のこのような成果は徹底した資料収集に基づく堅固な帰納的研究姿勢から生み出されたものであり、今後この分野において後進の研究者に実りある方法論と多くの課題を提示し、重要な基礎研究として位置づけられることになるものと予想される。

また本論文が北朝鮮の教育政策の全体像を追究する野心的な研究であるがゆえに、ここでの成果をもとにさらに深められるべき課題としては特に次のようなものが挙げられる。

- 1) 本論文は「教育学」的なアプローチではなく、「政策としての教育」を研究したため、カリキュラムや教科書などの分析は行われなかったが、今後は教育政策のより緻密な追究のためにこれらの分析が一層求められるであろう。
- 2) 本論文では、教育の改正やシステムの変化が主に制度の変遷を通じて分析されたが、今後、制度の変遷が現実の教育に如何に適用され実践されてきたかに関する、詳細な事例研究を俟って、研究の次なる深化が期待されることになるであろう。

本研究の課題は重いが、研究意欲には大いに期待されるものがあり、また今後他国の事例との比較検討により、さらに大きなパースペクティブを獲得するであることは言を俟たない。

よって、著者は博士（政治学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。